

長野県の景観育成の概要

景観法（平成17年6月1日全面施行）

景観行政団体

地域における景観行政を担う主体

景観計画

良好な景観の形成に関する計画
景観行政団体が定める

行為の規制

届出 勧告・変更命令
建築物、工作物、開発行為等
行為着手30日前に届出書を提出
届出書の審査を行い、必要に応じ指導、勧告を実施
(罰則)
虚偽の届出：30万円以下の罰金
変更命令：50万円以下の罰金 など

景観重要建造物等

景観重要建造物
景観重要樹木
の指定

景観地区等

景観地区
建築物の形態意匠の制限
工作物等の制限
準景観地区

市町村が
都市計画
により
決定

その他

景観協定
所有者等の全員の合意により、
建築物・工作物等の制限が可能
景観行政団体の認可が必要
強制力はない
景観整備機構（社）長野県建築士会

手続きは
県の要領
による

屋外広告物法（昭和24年6月3日施行）

広告物等の制限 監督
屋外広告業の登録 等を条例で定めることができる

長野県景観条例（平成4年4月1日施行） （平成18年4月1日改正）

景観計画の策定等

景観育成重点地域、景観育成特定地区
の指定及び方針
策定の手続き

行為の規制等

届出が必要な行為及び規模等
市町村への通知
勧告・変更命令等の手続き

景観重要建造物等

景観重要建造物の指定手続と管理基準
景観重要樹木の指定手続と管理基準

公共事業景観育成指針

策定の手続き等

景観育成住民協定

住民が景観育成のための協定を締結
知事が認定

景観審議会

景観育成に関する重要事項の審議

屋外広告物条例（昭和37年4月1日施行）

広告物等の制限

物的規制
地域規制

監督

除却命令等
保管した広告物等の除却手続き

屋外広告業の登録等

登録等の手続き

長野県景観育成計画

景観育成方針

基本目標・役割・基本方針
良好な景観育成の基本は、市町村が主体、県は支援
類型ごとの基本的な方向
(1)山地・高原(2)田園(3)都市(4)沿道
景観育成の基本的な方針
(1)地域が主体となった景観の育成
地域景観協議会、景観育成住民協定
(2)公共事業による景観育成の推進（育成指針）
道路、橋りょう、公園・緑地、河川等、
(3)専門家の活用
景観審議会、人材の育成

景観計画

景観計画に定めた事項
景観計画の区域
(景観行政団体である市町村を除く全域)
・景観育成重点地域・景観育成特定地区
良好な景観育成に関する方針
景観育成のための行為の制限（景観育成基準）
景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

地域景観の育成支援

地域が主体となった景観の育成

景観行政団体移行支援
景観行政団体へ移行を検討している市町村に対する
情報提供・助言
地域景観協議会
地方事務所ごとに設置(10ヶ所)
地域の実情に即した景観育成事業を展開
景観育成住民協定
164地区を知事が認定（全国最多）
住民、市町村への支援
修景補助等

景観意識の高揚

人材育成
景観育成活動を行う地域景観リーダーを育成
専門家の派遣
住民、市町村等の要望に応じて景観デザイナーを派遣

長野県の景観育成施策

美しく魅力的な景観づくり

県民共有のかけがえのない財産である本県の景観を長く後世に伝えるため、様々な主体が協働し、景観の保全や地域特性を生かした景観の創出につなげる取組を推進する。

地域が主体となった景観の育成

景観行政団体移行支援

- ・ 県の景観計画との整合
- ・ 景観法に基づいた景観条例の制定
- ・ 景観計画の策定
- ・ 県への同意等の手続き
- ・ 他市町村の策定状況

景観行政団体である市町村（11）

長野市、松本市、飯田市、諏訪市、小諸市、茅野市、佐久市、千曲市、安曇野市、小布施町、高山村

地域景観協議会

景観計画区域内の良好な景観育成に向けて、行政と関係機関等が協働で取り組む

- ・ 地域観察会の実施
- ・ 小学生絵画コンクールの実施
- ・ 景観情報誌の発行
- ・ 景観フォーラムの開催 等

景観育成住民協定の締結支援

住民が地域の景観づくりのために一定のルールを定め協定を締結した場合、知事が認定をするなどの支援を行う

- ・ 認定地区数 計：44 市町村、164 件



「中山道福島宿うえんだ」
住民協定地区（木曾町）

良好な景観への誘導

景観法に基づく届出指導

景観計画区域（県全域）

- ・ 一定規模以上の建築物の建築等届出
- ・ 景観計画に基づき、良好な景観へ誘導

シミュレーションによる景観指導の例

（壁面の色彩を青白）

指導前 指導後



景観育成重点地域（4地域）

- ・ 信州の景観の骨格をなす地域を、県が指定

浅間山麓（H5.3.1）

国道147号・148号沿道（H5.3.1）

八ヶ岳山麓（H10.3.1）

高社山麓・千曲川下流域（H12.3.1）

- ・ 規模の小さい建築物等から届出

景観育成特定地区（1地区）

- ・ 地域の住民からの提案に基づき、県が指定
伊那市西箕輪（H20.9.1）

- ・ 規模の小さい建築物等から届出

平成22年度届出件数（件）

景観計画区域	2,069
うち景観育成重点地域等	1,879

屋外広告物条例

屋外広告物規制地域の指定及び規制に係る業務

掲出等の許可及び
違反処理等の事務

市町村へ委任

物的規制

<表示禁止物件>

公衆電話ボックス、街路樹、信号機 など

<禁止広告物>

地色彩度15未満、蛍光塗料を使用しないなど

地域規制

<禁止地域>

- ・ 適用除外となる広告物以外の掲出は禁止
- ・ 住居専用地域、風致地区、高速道 等

<許可地域>

- ・ 掲出できる広告物は許可要件に合致したもの
- ・ 良好な景観育成を図る地域（駅前広場）等

<特別規制地域>

- ・ 掲出できる広告物は許可が必要
- ・ 美観風致の維持を図ることが特に必要な地域
- ・ 市町村の申出により指定
軽井沢町、白馬村、長和町大字和田
国道117号沿道、八ヶ岳エコーライン

独自条例による規制

長野市、松本市、飯田市、諏訪市、小布施町

屋外広告物適正化旬間の活動

毎年9月10日
～19日

違反広告物
除去作業



景観育成の課題

- * 行為に対する数値的基準の設定が困難
規制を行う景観育成基準に数値的設定を行うことへの理解を得ることが難しい。
- * 景観に対する市町村の取組み
市町村によって景観の取組みに温度差があり、人的、財政的に厳しい事情の市町村もある。
- * 地域住民の景観意識啓発
良好な景観育成のための住民協定を活かすための活動を継続的に行うことが必要となる。
- * 既存景観支障物件に対する措置
修景に対する県の補助はあるが、景観法による除却、移転などの修景等をさせることが難しい。

今後の方針

- (1) 景観行政団体の連携と市町村の支援
景観行政団体へ移行する市町村に対し、市町村計画策定時の支援、景観行政団体同士の連携や隣接する市町村との連携
景観行政団体連絡会議の開催
地域景観協議会での連携強化
- (2) 県内における景観の取組みを発信
市町村や関係機関との連携を強化し、啓発、意識の高揚を図るための県ホームページでの情報発信
- (3) 景観育成特定地区及び景観育成住民協定の促進
- (4) 良好な景観の保全（景観の修景）
国・県の補助事業を活用し、街なみ環境の整備、廃屋・屋外広告物の撤去等を実施



道路の美装化等

塩尻市奈良井

- (5) 魅力ある沿道景観の取組み
公共サインの設置
屋外広告物規制の検討

木曾地域
統一看板



県内の景観行政団体等の状況
(平成24年1月27日現在)

